



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

565	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	1
566	〃	(〃).....	1
567	農用地利用配分計画の認可	(〃).....	2
568	保安林予定森林	(森林整備課).....	2
569	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
570	道路の供用開始	(〃).....	3
571	土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	3
572	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4
573	〃	(〃).....	4
574	〃	(〃).....	5

告 示

和歌山県告示第565号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年4月24日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年5月25日まで縦覧に供する。

平成27年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第3号-1	西牟婁郡白浜町富田字新田770-1外11筆
平成27年度第3号-2	西牟婁郡白浜町平字岩本1255外7筆
平成27年度第3号-3	西牟婁郡白浜町栄字上柳原1740外2筆
平成27年度第3号-4	西牟婁郡白浜町中字汐田2088外1筆
平成27年度第3号-5	西牟婁郡白浜町内ノ川字田津原59-2外1筆

和歌山県告示第566号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年4月24日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局地域振興

部農業振興課に備え置いて、平成27年5月25日まで縦覧に供する。

平成27年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第4号	伊都郡かつらぎ町宮本字地ノ段459-2外1筆

和歌山県告示第567号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年4月28日に認可した。

平成27年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第1号	有田郡有田川町大字市場字大西谷604外1筆

和歌山県告示第568号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町大鎌字小森口487、488、字小森奥490（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市黒江字尾山1168番1地先から同市黒江字碓子64番1地先まで	旧	6.26 } 12.99	115.90	
同上	新	9.20 } 41.07	115.90	

和歌山県告示第570号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山海南線

供用開始の区間 海南市黒江字尾山1168番1地先から同市黒江字碓子64番1地先まで

供用開始の期日 平成27年5月12日

和歌山県告示第571号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

下附1（6-403-1-001）、下附2（6-403-1-002）、下附3（6-403-1-003）、下附4（6-403-1-004）、下附5（6-403-1-005）、下附6（6-403-1-006）、下附7（6-403-1-007）、下附8（6-403-1-008）、射矢ヶ谷（6-403-1-009-1）、射矢ヶ谷（6-403-1-009-2）、下附9（6-403-1-010）、能登平1（6-403-1-012）、蕨尾1（6-403-1-013）、蕨尾2（6-403-1-014）、蕨尾3（6-403-1-015）、向越1（6-403-1-016）、長谷川（6-403-1-017）、射場（6-403-1-019-1）、射場（6-403-1-019-2）、樽見谷川（6-403-1-020）、使者原川（6-403-1-021）、鮎川（6-403-2-001）、宇立1（6-403-2-002）、能登平2（6-403-2-004）、向越2（6-403-2-005）、小川2（6-403-2-007）、地ノ谷（6-403-2-008）、愛賀合1（6-403-2-009）、愛賀合川（6-403-2-010-1）、愛賀合川（6-403-2-010-2）、愛賀合川（6-403-2-010-3）、愛賀合川（6-403-2-010-4）、愛賀合川（6-403-2-010-5）、愛賀合2（6-403-2-011）、愛賀合3（6-403-2-012）、鉛山口1（6-403-2-013）、鉛山谷川（6-403-2-014-1）、鉛山谷川（6-403-2-014-2）、鉛山口2（6-403-2-015）、宇立（I-1446）、下附（2）・下附（3）（I-1447）、下附（I-1448）、下附（2）（I-1449）、城の浦（I-1451）、城の浦・内の井（I-1452）、内の井（I-1453）、下平（2）（I-1454）、下平1（I-1455）、下附（2）（I-2182）、射場（I-2321）、下平（I-2324）、城の浦・内の井2（I-4389）、内の井1（I-4390）、下平2（I-4391）、鮎川2（I-4392）、鮎川鉛山2（I-4393）、鮎川宇立（II-62

74)、鮎川下附(Ⅱ-6275)、鮎川城ノ浦3(Ⅱ-6276)、下平(Ⅱ-6277)、鮎川1(Ⅱ-6278)、鮎川3(Ⅱ-6279)、鮎川鉛山1(Ⅱ-6280)、鮎川鉛山3(Ⅱ-6281)、鮎川鉛山4(Ⅱ-6282)、鮎川赤木1(Ⅱ-6301)、鮎川城ノ浦2(Ⅱ-6302)、鮎川城ノ浦1(Ⅱ-6303)、鮎川城ノ浦8(Ⅲ-3582)、鮎川城ノ浦7(Ⅲ-3583)、鮎川城ノ浦6(Ⅲ-3584)、鮎川城ノ浦5(Ⅲ-3585)、鮎川鉛山口1(Ⅲ-3586)、鮎川鉛山口2(Ⅲ-3587)、鮎川鉛山口4(Ⅲ-3588)、鮎川鉛山口3(Ⅲ-3589)、蕨尾(I-1443)、能登平(I-1444)、赤木(I-1450)、地ノ谷(I-2320)、向越(I-2322)、小川(I-2323)、蕨尾1(I-4383)、鮎川蕨尾4(I-4384)、能登1(I-4385)、能登平・能登2(I-4386)、宇立1(I-4387)、鮎川向越5(I-4388)、鮎川赤木2(I-4396)、鮎川蕨尾1(Ⅱ-6268)、鮎川蕨尾3(Ⅱ-6269)、鮎川向越2(Ⅱ-6270)、鮎川向越3(Ⅱ-6271)、鮎川向越4(Ⅱ-6272)、鮎川向越1(Ⅱ-6273)、鮎川小川9(Ⅱ-6283)、鮎川小川8(Ⅱ-6284)、鮎川小川7(Ⅱ-6285)、鮎川小川6(Ⅱ-6286)、小川・鮎川小川5(Ⅱ-6287)、鮎川小川4(Ⅱ-6288)、鮎川小川2(Ⅱ-6290)、鮎川愛賀合5(Ⅱ-6292)、鮎川愛賀合4(Ⅱ-6293)、鮎川愛賀合1(Ⅱ-6295)、鮎川地ノ谷6(Ⅱ-6296)、鮎川地ノ谷5(Ⅱ-6297)、鮎川地ノ谷4(Ⅱ-6298)、鮎川地ノ谷3(Ⅱ-6299)、鮎川愛賀合3(Ⅱ-6620)、鮎川向越6(Ⅲ-3565)、鮎川小川15(Ⅲ-3568)、鮎川小川13(Ⅲ-3570)、鮎川小川11(Ⅲ-3572)、鮎川愛賀合10(Ⅲ-3574)、鮎川愛賀合9(Ⅲ-3575)、鮎川愛賀合8(Ⅲ-3576)、鮎川愛賀合7(Ⅲ-3577)、鮎川愛賀合6(Ⅲ-3578)、鮎川赤木4(Ⅲ-3581)、鮎川小川18(I-60074)、鮎川下附2(I-60075)、鮎川鉛山5(Ⅱ-60076)、鮎川鉛山6(Ⅱ-60077)、鮎川向越7(Ⅱ-60078)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第572号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成27年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3289	岩出市湯窪字石臼49番1の一部、52番の一部、水路	岩出市清水364番地4 有限会社サカエ土地建物 代表取締役 上田栄司	平成 27.4.27	6.00 ┌ 6.30	67.04

和歌山県告示第573号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成27年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3301	有田市辻堂字池ノ尻757番の一部、水路	有田市新堂52番地3 株式会社ありだ住宅情報センター 代表取締役 寺杣嘉彦	平成 27.4.27	5.00 } 5.04	35.00
------	---------------------	---	---------------	-------------------	-------

和歌山県告示第574号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成27年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3298	岩出市中島字古川677番2の一部	和歌山市太田一丁目12番26-13号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示	平成 27.4.28	6.00	56.12